

総務委員会資料

平成26年6月13日（金）

請願 第58号 すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求
める請願

請願 第86号 義務教育に係る国による財源確保と、30人
以下学級の実現をはかり、教育の機会均等と水
準の維持向上、並びにゆきとどいた教育の保障
に関する請願

教育委員会

中学校完全給食の実施に係るこれまでの検討経過と 今後のスケジュール

平成25年度

- 11月26日 教育委員会(基本方針決定)
- 12月17日 中学校給食推進会議第1回
- 1月22日 東柿生小学校視察(市長・教育委員会)
- 1月28日 教育委員会(請願審査)
- 1月30日 中原中学校ほか視察(市長・教育委員会)
- 2月4日 西八千代市視察(教育委員会事務局)
- 2月6日 府中市視察(教育委員会事務局)
- 2月12日 教育委員会
- 2月13日 中学校給食推進連絡協議会第1回
- 2月17日 中学校給食推進会議検討部会第1回
- 3月14日 中学校給食推進会議検討部会第2回
- 3月20日 武蔵村山市視察(教育委員会事務局)
- 3月27日 中学校給食推進連絡協議会第2回

平成26年度

- 4月8日 教育委員会
- 4月17日 中学校給食推進連絡協議会第3回
- 4月18日 中学校給食推進会議検討部会第3回
- 4月22日 中学校給食推進会議第2回
- 4月22日 教育委員会
- 4月24日 海老名市視察(教育委員会)
- 5月2日 甲府市視察(市長・教育委員会・協議会委員)
- 5月9日 教育委員会
- 5月13日 教育委員会
- 5月19日 中学校給食推進連絡協議会第4回
- 5月19日 中学校給食推進会議検討部会第4回
- 5月20日 中学校給食推進会議第3回
- 5月20日 教育委員会
- 5月26日 中学校給食推進会議検討部会第5回
- 5月27日 中学校給食推進会議第4回
- 5月27日 政策・調整会議
- 5月27日 教育委員会(実施方針(素案)中間取りまとめ)
- 5月29日 総務委員会



- 9月 実施方針(素案)の公表
- 9月～ パブリックコメント・保護者説明会等の実施
- 11月 実施方針の決定
- 11月～ 中学校完全給食実施に向けた取組の推進

平成27年度

同上

平成28年度

中学校完全給食実施

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

1. 趣旨

- 新学習指導要領の本格実施や、いじめ等の学校教育上の課題に適切に対応ができるよう、35人以下学級について、公立小学校第1学年の学級編制の標準を見直す。また、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を柔軟に編制することができるよう、都道府県教育委員会の関与を見直す。

2. 概要

(1) 35人以下学級の推進

- 小学校1年生の学級編制の標準を現行の40人から35人に引き下げる。[義務標準法第3条関係]

学級編制の標準: 40人



小学校1年生: 35人

- 政府は、学級編制の標準を順次改定すること等について検討を行い、その結果に基づき、法制上その他の必要な措置を講ずることとし、当該措置を講ずるに当たっては、これに必要な安定した財源の確保に努める。[改正法附則第2項・第3項関係]

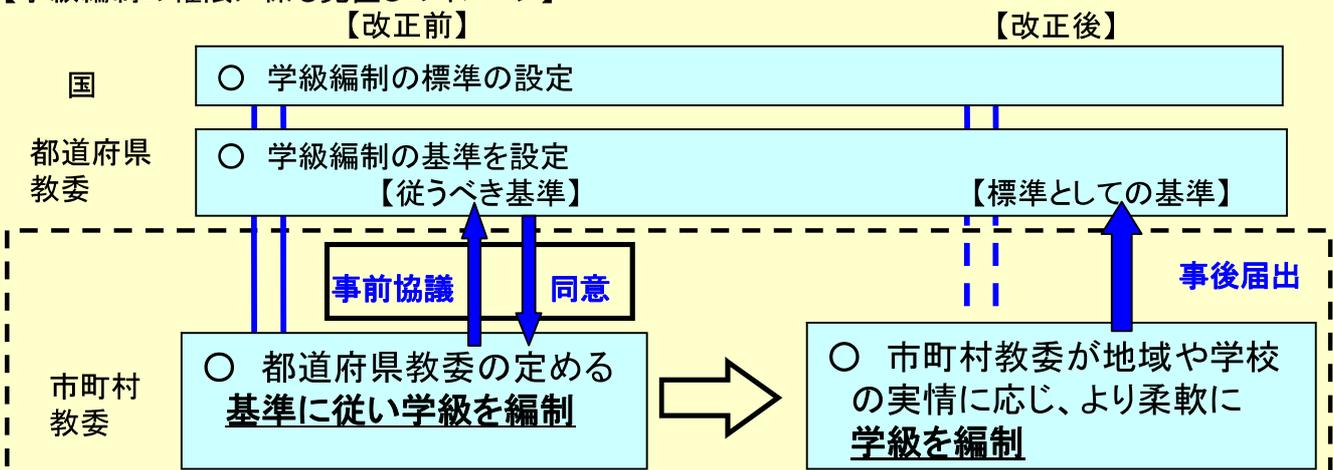
(参考)

第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次
34~38年度	39~43年度	44~48年度	49~53年度	55~3年度	5~12年度	13~17年度
50人	45人	—————▶—————		40人	—————▶—————	

(2) 市町村が地域や学校の実情に応じ、柔軟に学級を編制できるような仕組みの構築

- 市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を編制する際：
 - 都道府県教育委員会が定める学級規模の「基準」について、市町村教育委員会が「従うべき」とされている拘束性を緩め、「標準」としての基準とするとともに、学級編制を行うに当たり、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮することを明記。[義務標準法第4条関係]
 - 市町村教育委員会が都道府県教育委員会に協議し、その同意が必要な仕組みを改め、事後届出制とする。[義務標準法第5条関係]

【学級編制の権限に係る見直しのイメージ】



- 学級編制に関する市町村教委の主体性を教員定数配分の観点からも担保
 - 都道府県教委が県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数を定める場合の勘案事項として、「当該市町村における児童又は生徒の実態、当該市町村が設置する学校の学級編制に係る事情等」を明記[地教行法第41条関係]
 - 都道府県教委に対し、市町村教委の意見を十分に尊重することを義務付け[地教行法第41条関係]

※国は学級編制の標準を基礎とした教職員定数(標準定数)について国庫負担
 ※都道府県は教職員の給与費を負担し、その定数を決定(県費負担教職員)



変更なし

国の学級編制弾力化についての神奈川県の実施内容

項 目	内 容	実施状況
1 特例措置による学級編制基準の弾力化 (平成13年4月1日施行、「標準法」第3条2項ただし書き)	児童生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、 <u>都道府県教育委員会は40人を下回る学級編制基準を定めることができる。</u>	神奈川県は未実施
2 弾力的解釈による学級編制基準の弾力化 (平成15年4月1日付け、文部科学省通知)	学級編制の標準については、一定の弾力性が認められ、 <u>各都道府県教育委員会の判断により、40人を下回る基準を定めることが可能である。</u>	神奈川県は未実施
3 市町村教育委員会の判断による学級編制の弾力化 (平成15年4月1日付け、文部科学省通知)	個別の学校ごとの事情に応じて、児童生徒に対する教育的配慮の観点から、 <u>市町村別の教職員定数の範囲内で、各市町村教育委員会の判断により、弾力的運用を行うことが可能である。(級外教諭等)</u> 但し、新たな県費負担は行わない。	神奈川県は平成16年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
4 小学校1年生における学級編制の弾力化 (平成15年11月21日付け、文部科学省事務連絡)	小学校1年生において35人学級を実施する。ただし、 <u>新たな定数増を伴うものではなく、配置される少人数授業支援教員などを活用して、実施する。(県の研究指定校)</u>	神奈川県は平成16年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
5 研究指定による学級編制弾力化を小学校2年生に拡大 (平成15年11月21日付け、文部科学省事務連絡)	小学校1年生に加え、小学校2年生についても1学年時に研究指定校として少人数学級編制を実施し、かつ標準学級数が1学年時の実学級数を下回る場合に実施可能とする。 但し定数については前年度と同様。	平成17年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
6 小学校2年生での実施対象を拡大 (平成15年11月21日付け、文部科学省事務連絡)	小学校2年生について、1学年時に研究指定校ではなかった場合であっても、標準学級数が1学年時の実学級数を下回る場合は実施可能とする。 定数については前年度と同様。	平成18年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
7 小学校2年生での実施対象をさらに拡大、また中学1年生でも実施 (平成15年11月21日付け、文部科学省事務連絡)	小学校2年生について、1学級あたりの児童数が35人を超える場合は、無条件で実施可能とする。また35人を超えない場合であっても、標準学級数が1年生時の実学級数を下回る場合は実施可能とする。 また、小学校1・2年生に加え、中学校1年生についても1学級あたりの生徒数が35人を超える場合は実施可能とする。 但し定数については、やはり同様に新たな定数増は行なわない。	平成19年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
8 実施対象を小学校、中学校の全学年に拡大 (平成15年11月21日付け、文部科学省事務連絡)	小学校、中学校の全ての学年について、1学級あたりの児童数が35人を超える場合は、無条件で実施可能とする。また35人を超えない場合であっても、標準学級数が、前年度における実学級数を下回る場合は実施可能とする。 定数については前年度と同様に新たな定数増は行なわない。	平成20年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)

1 学級編制弾力の運用実施状況表

ア 学校種別弾力の運用実施校数

	小学校 実施校数		中学校 実施校数		合計 実施校数	
	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化
16年度	11	2		1	11	3
17年度	15	3		2	15	5
18年度	32	5		2	32	7
19年度	39	6	6	3	45	9
20年度	65		10		75	
21年度	66	6	12		78	6
22年度	64	4	18		82	4
23年度	63	6	16		79	6
24年度	73	1	10		83	1
25年度	70	3	6	1	76	4
26年度	80	2	8		88	2

イ 小学校学年別内訳 (実施件数)

	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		合計	
	研究指定	弾力化												
16年度	11	1		1									11	2
17年度	13	1	4							1		1	17	3
18年度	23	1	13	1		2				1			36	5
19年度	31	1	12			4						1	43	6
20年度	42		15		6		4		3		5		75	
21年度	42	1	14		4		3		8	1	8	4	79	6
22年度	37	1	11		6	1	5		6		11	2	76	4
23年度			41	1	3	1	9		10	2	7	2	70	6
24年度			42		17	1	6		13		17		95	1
25年度			38		23	1	7		10		17	2	95	3
26年度			49		20		16	1	13		11	1	109	2

ウ 中学校学年別内訳 (実施件数)

	1年生		2年生		3年生		合計	
	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化
16年度						1		1
17年度						2		2
18年度		1		1				2
19年度	6			1		2	6	3
20年度	4		5		3		12	
21年度	3		6		3		12	
22年度	5		6		7		18	
23年度	2		7		8		17	
24年度	3		4		7		14	
25年度	4		2		2	1	8	1
26年度	3		4		3		10	

2 平成26年度の小学校3年生の状況 (113校)

35人以下となっている学校	93校	標準学級で35人以下となる学校		73校
		学級編制の弾力的運用による学校	研究指定	20校
35人を超える学級を持つ学校	20校		弾力化	0校

3 平成26年度の中学校1年生の状況 (52校)

35人以下となっている学校	23校	標準学級で35人以下となる学校		21校
		学級編制の弾力的運用による学校	研究指定	3校
35人を超える学級を持つ学校	29校		弾力化	0校

少人数教育の推進など教職員等指導体制の整備

～世界トップレベルの学力・規範意識を育むための教師力・学校力向上7か年戦略～

平成26年度要求・要望額 1兆5,404億円（対前年度 +525億円）

※上記の他、復興特別会計分として1,000人(前年同 21億円)の加配定数を計上。

・教職員定数の改善増	82億円 (3,800人)
・教職員定数の自然減	▲ 82億円 (▲3,800人)
・教職員の若返り等による給与減	▲100億円
・給与減額支給措置の終了による影響	+625億円

▼ 趣旨・内容

世界トップレベルの学力・規範意識を育むための教師力・学校力向上を目指し、全国学力・学習状況調査等による効果検証を踏まえ、施策目標を明確にした上で、**今後7年間(H26～32年度)で計画的に実現していくためのあるべき姿としての工程を明示。**

この中で、今後の児童生徒数の減少を活用し、効率的に教育環境を整備することとし、少人数教育の推進など教職員定数の改善のほか、教員の資質向上、メリハリある教員給与の実現、学校組織の改善、厳格な人事管理等教職員をめぐる**課題全般を一体的で整合性のある計画により実現。**

▼ 26年度要求の概要

教職員定数の改善 3,800人（82億円）

1. 少人数教育の推進

2,100人

- 少人数学級の推進(36人以上学級の解消[※])
※1学級が20人以下になる場合を除く
[これらを市町村の裁量で選択的に実施]
- ティーム・ティーチングや習熟度別指導の推進

2. 個別の教育課題への対応

1,600人

- ① 小学校の理科教育の充実(専科教育) 300人
- ② 小学校英語教科化への対応 100人
- ③ 道徳の新たな枠組みによる教科化への対応 200人
- ④ いじめ問題への対応(養護教諭を含む。) 400人
- ⑤ 特別支援教育の充実 500人
- ⑥ 食育の充実 100人



3. 学校力の向上

900人

- ① 主幹教諭の配置促進 200人
- ② 初任者研修の抜本的改革 100人
- ③ 学校統合の支援 300人
- ④ 複式学級の解消等 100人
- ⑤ 免許外教科担任の解消 100人
- ⑥ 事務機能の強化 100人

(※ 既存の定数▲800人を振替等により見直し)

※ この他、部活動指導手当等の増額等により、メリハリある教員給与を推進。(予算上は前年同)



世界トップレベルの学力・規範意識を育むための教師力・学校力向上7か年戦略

平成25年8月30日 文部科学省

基本的視点

- 全国学力・学習状況調査等による効果検証を踏まえ、施策目標を明確にした上で、今後7年間で計画的に実現していくためのあるべき姿としての工程を明示（H26～32年度）
- 児童生徒数の減少を活用し、効率的に教育環境を整備。
- 教職員定数、資質向上、メリハリある給与、学校組織の改善、人事管理等教職員をめぐる課題全般について、一体的で整合性あるプランを提示。
- 法律に基づく少人数教育の推進の在り方等についてはさらに検討

H26 3,800人(約 82億円)
(改善 4600人 合理化△800人)

改善総数(7か年)
33,500人

1. 教職員等指導体制の整備

1. 少人数教育 (少人数学級・少人数指導)の推進

H26
2,100人

- 少人数学級の推進(36人以上学級の解消(ただし、1学級が20人以下になる場合を除く))
- 小学校の国・算・理でT・T、中学校の数・理・英で習熟度別指導を推進
(※積算上の想定)
→ これらを市町村の裁量で選択的に実施

2. 個別の教育課題への対応

① 小学校理科教育の充実 (専科教育)

H26
300人

- 優れた指導普及のため「理科指導リーダー教師」の配置促進
・教科研究充実のため、小学校10校に1人程度の配置

② 小学校英語教科化への対応

H26
100人

- H26年度～
小学校英語の教科化に向け
指導体制について研究開発

③ 道徳の新たな枠組みに よる教科化への対応

H26
200人

- 小・中学校における優れた指導普及のための「道徳教育推進リーダー教師」の配置促進
・教科研究充実のため、5中学校区に1人程度の配置

④ いじめ問題への対応

H26
400人

- 小学校に児童指導専任教員を配置、中学校の加配充実
・小学校18学級以上、中学校15学級以上に措置

- ・ 養護教諭の複数配置
(200人(内数))

- 大規模な学校への加配の充実
・小:801～850人、中:751～800人の2校に1人加配

改善数
2,000人

- その結果を踏まえ、逐次、
教職員等の指導体制を整備。

改善数
2,000人

改善数
14,700人

改善数
2,000人

改善数
2,000人

社会を生き抜く力の養成

○少子化時代に対応する教職員配置改善等の推進 1兆5,355億円（448億円増）

◇義務教育費国庫負担金 1兆5,322億円（443億円増）

- ・教育再生の基盤である教職員等指導體制について、今後の少子化を踏まえつつ、様々な教育課題に対応するため、小学校英語の教科化やいじめ問題等に対応する教職員定数の配置改善を行う。併せて、メリハリある教員給与体系の推進を図る。

〔教職員定数の増 15億円（703人）
教職員定数の自然減・統合減、合理化減 △97億円（△3,800人＋△313人＋△400人）
若返り等による給与減 △92億円、給与臨時特例法の終了に伴う増 617億円〕

○教職員定数の配置改善の推進（新規増：＋703人、合理化減：△400人）

重要課題に対応するため以下の新たな加配措置を実施

- ①小学校英語の教科化への対応 94人
- ②いじめ・道徳教育への対応 235人
- ③特別支援教育の充実 235人
- ④学校統合の支援 100人
- ⑤学校運営の改善（養護教諭、栄養教諭、事務職員） 39人

〔※上記のほか、少子化を踏まえた既存定数の合理化減△400人〕

○メリハリある教員給与体系の推進

- ①部活動指導手当等の増額 7億円
- ②給料の調整額の縮減 △7億円

〔※上記のほか、既存予算の範囲内で管理職手当の見直しを実施〕

（参考：復興特別会計）

被災した児童生徒のための学習支援として前年同（1,000人）の加配措置（21億円）

◇補習等のための指導員等派遣事業 33億円（5億円増）

～経験豊かなシルバー人材等の積極的参加による地域ぐるみの教育再生～

- ・補充学習や発展的な学習など学力向上方策として、シルバー人材（退職教職員・社会人OB）等多様な地域人材による指導員等（8,000人）を活用。

《具体例》

- ・補充学習、発展的な学習への対応
- ・教材開発・作成など教師の授業準備や授業中の補助
- ・臨時教員等経験の浅い教員に対する指導・助言
- ・小1プロブレム・中1ギャップへの対応
- ・外国人児童生徒への日本語指導 等

○道徳教育の充実 14億円（6億円増）

- ・人としてのよりよい生き方について考え、実践する力を育む道徳教育の抜本的改善・充実を図るため、新「心のノート」（仮称）（平成25年度全面改訂）をはじめとする道徳の教材の充実、効果的な指導方法の普及等による教員の指導力向上、家庭・地域との連携強化などの取組を推進。

◇新「心のノート」活用推進事業 6億円（2億円増）

新「心のノート」を全国の小・中学生（小1・3・5・中1）に配布するとともに、その効果的な活用を普及するため教師用の指導資料を作成・配布。

◇道徳教育パワーアップ研究協議会 1億円（新規）

主に教育委員会担当者、学校の管理職、道徳教育推進教師を対象に研究協議会を開催。

◇道徳教育地域支援事業 7億円（3億円増）

外部講師の活用や地域教材作成、家庭・地域との連携などの自治体の取組を支援。

学校教育法施行規則（抜粋）

第九十条 高等学校の入学は、第七十八条の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査（以下この条において「学力検査」という。）の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。

- 2 学力検査は、特別の事情のあるときは、行わないことができる。
- 3 調査書は、特別の事情のあるときは、入学者の選抜のための資料としないことができる。
- 4 連携型高等学校における入学者の選抜は、第七十五条第一項の規定により編成する教育課程に係る連携型中学校の生徒については、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができる。
- 5 公立の高等学校に係る学力検査は、当該高等学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が行う。

平成27年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱（抜粋）

平成27年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜は、この要綱の定めるところによる。

1 募集の区分

川崎市立の高等学校の募集の区分は、次表のとおりとする。

募 集 の 区 分	課 程
中学校卒業見込みの者及び中学校既卒業者に係る募集 (以下「一般募集」という。)	全日制の課程
	定時制の課程

2 志願資格

入学を志願しようとする者（以下「志願者」という。）は、次の（1）から（4）までのいずれかに該当する者であって、かつ、川崎市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年川崎市教育委員会規則第7号）に定める通学区域（以下「学区」という。）の要件を満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準じる学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者
- (2) 中学校を平成26年3月31日までに卒業する見込み、又は修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（以下「施行規則」という。）第95条各号のいずれかに該当する者
- (4) 施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を平成27年3月31日までに修了する見込みの者

3 学区の確認

学区の確認に関し必要な事項は、川崎市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。

4 募集の方法

募集は、各高等学校の各課程の学科又は部ごとに行う。

5 募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

募集の区分	課 程	募 集 期 間	
		共通選抜	定通分割選抜
一 般 募 集	全日制の課程 定時制の課程（二部制）	平成27年1月28日（水） から 同月30日（金）まで	/
	定時制の課程 （二部制を除く）		平成27年3月3日（火） 及び 同月4日（水）

6 志願

- (1) 入学検定料の納付及び入学願書等の提出

志願者は、入学検定料を納付したうえ、志願先の高等学校の校長に、入学願書等を提出するものとする。

- (2) 志願の範囲

志願は、募集期間を同じくするものについては、一つの高等学校の一つの学科に限る。

7 志願変更

(1) 志願変更の対象

志願の手続きを完了した者は、募集期間を同じくする他の公立高等学校が行う一般募集若しくは特別募集又は同じ高等学校の他の一般募集に志願変更することができる。

なお、専門学科をおく高等学校における前記6の(2)による希望については、志願時に第2希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することができる。

8 選抜の方法

- (1) 中学校の校長は、志願した者の調査書及び学習成績一覧表を志願先の高等学校の校長に提出するものとする。
- (2) 高等学校の校長は、中学校の校長から提出された志願者に係る書類及び後記9の選抜のための検査の結果に基づいて、教育長が別に定める方法により選抜を行う。
- (3) 長期の欠席について特別な事情を有する志願者の選抜の方法に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

9 選抜のための検査

(1) 共通選抜・定通分割選抜

全日制の課程及び定時制の課程においては、学力検査（原則として全日制は国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科、定時制は国語、数学及び外国語（英語）の3教科）及び面接並びに各高等学校が必要に応じて実施する特色検査（実技検査又は自己表現検査）とする。

また、定時制の課程の志願者のうち、20歳以上の者（平成27年4月1日現在）については、作文をもって学力検査に代えることができる。

なお、特色検査を実施するにあたって、全日制の課程においては、学力検査を3教科にまで減じることができるものとする。

10 検査等の期日

選抜のための検査の期日及び合格者の発表の期日は、次表のとおりとする。

(1) 共通選抜

課 程	学力検査の期日	面 接	特 色 検 査
全日制の課程 定時制の課程	平成27年 2月16日（月）	平成27年 2月17日（火） 及び 同月18日（水）	平成27年 2月16日（月）、同月17日（火）、 及び 同月18日（水）
	合 格 発 表 の 期 日		
	平成27年 2月 27日（金）		

(2) 定通分割選抜

課 程	学力検査の期日	面 接	特 色 検 査
定時制の課程 (二部制を除く)	平成27年 3月11日（水）	平成27年 3月12日（木）	平成27年 3月12日（木）
	合 格 発 表 の 期 日		
	平成27年 3月 18日（水）		

県内中学校卒業者の進路状況等

(1) 県内国公立中学校卒業者の高等学校等(全日制・定時制・通信制等)への進学者数

卒業年月	県内中学校卒業者 (国公立中学校)	高等学校等進学者		全国平均 進学率(%)
		進学者人数	進学率(%)	
平成25年3月	78,468	77,043	98.2	98.4
平成24年3月	77,472	75,980	98.1	98.3
平成23年3月	75,996	74,767	98.4	98.2
平成22年3月	78,229	76,819	98.2	98.0
平成21年3月	74,658	73,034	97.8	97.9
平成20年3月	73,738	72,006	97.7	98.5

(2) 県内国公立中学校卒業者の全日制高等学校等への進学者数

卒業年月	全日制高等学校等進学者		全国平均 全日制進学率(%)
	進学者人数	進学率(%)	
平成25年3月	70,479	89.8	92.4
平成24年3月	69,243	89.4	92.3
平成23年3月	67,748	89.1	92.2
平成22年3月	69,851	89.3	91.9
平成21年3月	66,967	89.7	92.1
平成20年3月	66,508	90.2	92.4

(3) 県内・市内公立中学校卒業者の全日制課程進学率

(%)

卒業年月	県内公立中学校卒業者		川崎市立中学校卒業者	
	全日制進学率	内 市立高校 への進学率※	全日制進学率	内 川崎市立高校 への進学率
平成25年3月	88.6	5.3	89.0	11.0
平成24年3月	88.0	5.4	88.0	11.0
平成23年3月	87.8	5.4	87.1	11.5
平成22年3月	88.0	5.3	88.2	11.4
平成21年3月	88.5	5.5	88.2	12.0
平成20年3月	89.0	5.5	89.1	11.6

※横浜・横須賀市立を含む

(4) 県内公立高等学校 全日制の課程 募集定員

入学年月	募集定員計画人数	備 考
平成26年4月	43,200	公私立間で全日制定員の拡大に合意
平成25年4月	42,000	公立中学校卒業予定者の約61%
平成24年4月	40,730	基本比率6割+120人
平成23年4月	39,889	公立中学校卒業予定者の6割
平成22年4月	41,202	基本比率 公立中学校卒業予定者の6割施行
平成21年4月	39,450	公立中学校卒業予定者の約60.3%
平成20年4月	39,000	公立中学校卒業予定者の約60.6%

神奈川県公立高等学校協議会の設置及び運営に関する要綱 (抜粋)

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県公立高等学校協議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 神奈川県公立高等学校設置者会議における決定、意見等を踏まえ、公教育を担う公立高等学校が、公私立間の教育関係の諸問題について協議するため、神奈川県公立高等学校協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 県内高等学校生徒入学定員計画に関すること
- (2) 公立高等学校の配置等に関すること
- (3) 生徒受け入れに関すること
- (4) 入学者選抜制度、日程等に関すること
- (5) 学費補助制度等の公的助成に関すること
- (6) その他

(組織)

第4条 協議会に、座長、委員及びオブザーバーを置く。

- 2 委員及びオブザーバーは、別表1のとおりとし、座長は委員の互選により定める。
- 3 別表1にある神奈川県私立中学高等学校協会加盟学校法人の理事の内、同協会が推薦する者の任期は2年を経過した日以後最初の5月15日までとし、オブザーバーの任期は2年とする。ただし、再任することができる。
- 4 協議会の議事運営等を円滑に行うため、協議会の下に幹事会を置くこととし、別表2に掲げる者を幹事にあてることとする。

(事務局)

第5条 協議会の事務は、県民局くらし文化部学事振興課及び教育局教育指導部高校教育企画課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が別に定める。

別表1 (第4条第2項関係)

神奈川県私立中学高等学校協会加盟学校法人の理事のうち、同協会が推薦する者(6名)

神奈川県民局くらし文化部学事振興課長

神奈川県教育委員会教育局教育指導部高校教育企画課長

神奈川県教育委員会教育局教育指導部高校教育指導課長

横浜市教育委員会事務局指導部高校教育課長

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課長

横須賀市教育委員会事務局生涯学習部学校教育課長

* 神奈川県公立中学校長会の代表 (1名)

* 神奈川県立高等学校長会の代表 (1名)

* 神奈川県私学父母連合会の代表 (1名)

* 神奈川県立高等学校PTA連合会の代表 (1名)

*はオブザーバー

別表2 (第4条第4項関係)

神奈川県私立中学高等学校協会 (2名)

神奈川県民局くらし文化部学事振興課 (1名)

神奈川県教育委員会教育局教育指導部高校教育企画課 (1名)

義務教育費に関する法令の概要

<p>小・中学校の設置義務</p>	<p>学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号） 〔小学校の設置義務〕</p> <p>第 38 条 <u>市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。</u></p> <p>〔準用規定〕</p> <p>第 49 条 …第 37 条から第 44 条までの規定は、<u>中学校に準用する。</u></p> <p>〔特別支援学校の設置義務〕</p> <p>第 80 条 <u>都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第 75 条の政令で定める程度のものを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。</u></p>
<p>設置者の経費負担</p>	<p>学校教育法</p> <p>第 5 条 <u>学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">設置者負担の原則</p>
<p>県費負担教職員の給与費の都道府県による負担</p>	<p>市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）</p> <p>第 1 条 <u>市町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師、学校栄養職員及び事務職員のうち、次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当…は、都道府県の負担とする。</u></p> <p>(1) <u>義務教育諸学校標準法第 6 条の規定に基づき都道府県が定める小中学校等教職員定数及び同法第 10 条の規定に基づき都道府県が定める特別支援学校教職員定数に基づき配置される職員</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">県費負担教職員</p>
<p>県費負担教職員の給与費の国庫負担</p>	<p>義務教育費国庫負担法（昭和 27 年法律第 303 号）</p> <p>第 2 条 <u>国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の 3 分の 1 を負担する。</u></p> <p>(1) <u>市町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第 1 条に掲げる職員の給料その他の給与及び報酬等に要する経費</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">国庫負担対象経費</p>

義務教育費国庫負担制度の見直しに関する国の動向

年度	国庫負担対象経費の見直し	義務教育費国庫負担制度の見直し
平成 14年度	<p>【地方分権改革推進会議「事務・事業の在り方に関する意見」】(平成14年10月)</p> <p>○ <u>差し当たり、共済費長期給付、退職手当等に係る経費については、国庫負担対象から外し、平成15年度からこれらを段階的に縮減し、一般財源化を行う。</u></p>	<p>【地方分権改革推進会議「事務・事業の在り方に関する意見」】(平成14年10月)</p> <p>○ <u>教育制度自体の見直しや義務教育に対する国の関与の在り方についての議論を踏まえつつ、義務教育費国庫負担金全体の一般財源化を念頭に置いた検討が進められるべき。</u></p> <p>○ <u>地方の創意工夫を促し、裁量を拡大する観点から、国の負担すべき経費の内容、算定方法等を見直し、何らかの客観的指標を基準とする定額化・交付金化に向けた検討を行うべきである。</u></p> <p>○ <u>現在進められている教育改革の中で義務教育に関する国の関与の在り方についての最終的な結論を早期に得るべきであり、それに併せ、義務教育費国庫負担金の全額の一般財源化について検討を行う。</u></p>
平成 15年度	<p>平成15年度から「<u>共済費長期給付金</u>」及び「<u>公務災害補償基金負担金</u>」に係る経費を国庫負担対象外とし、一般財源化</p> <p>【閣議決定「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」】(平成15年6月)</p> <p>○ <u>退職手当、児童手当等に係る国庫負担金の取扱いについては、平成16年度予算編成までに結論を得る。</u></p>	<p>【閣議決定「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」】(平成15年6月)</p> <p>○ <u>義務教育費に係る経費負担の在り方については、現在進められている教育改革の中で中央教育審議会において義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ、平成18年度末までに国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う。</u></p>
平成 16年度	<p>平成16年度から「<u>退職手当</u>」及び「<u>児童手当</u>」に係る経費を国庫負担対象外として一般財源化</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><u>国庫負担対象経費は、「給料」及び「諸手当」のみとなる。</u></p>	<p>【政府・与党合意「三位一体の改革について」】(平成16年11月)</p> <p>○ <u>平成17年度予算、平成18年度予算において、地方向け国庫補助負担金について3兆円程度の廃止・縮減等の改革を行う。</u></p> <p>○ <u>義務教育費国庫負担金については、8,500億円程度の減額(うち17年度分(暫定)4,250億円)。減額相当分は税源移譲予定特例交付金(教職員給与費を基本に配分)により措置</u></p> <p>○ <u>義務教育制度については、その根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持する。その方針の下、費用負担についての地方案を活かす方策を検討し、また教育水準の維持向上を含む義務教育の在り方について幅広く検討する。こうした問題については、平成17年秋までに中央教育審議会において結論を得る。</u></p>

年度	国庫負担対象経費の見直し	義務教育費国庫負担制度の見直し
平成 17年度		<p>平成 17 年度は、暫定措置として義務教育費国庫負担金 4,250 億円を減額し、税源移譲予定特例交付金により財源措置</p> <p>【中央教育審議会「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」】（平成 17 年 10 月）</p> <p>○ 義務教育の費用負担の在り方 義務教育の構造改革を推進すると同時に、義務教育制度の根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持するためには、国と地方の負担により義務教育の教職員給与費の全額が保障されるという意味で、<u>現行の負担率二分の一の国庫負担制度は優れた保障方法であり、今後も維持されるべきである。</u></p> <p>【政府・与党合意「三位一体の改革について」】（平成 17 年 11 月）</p> <p>○ 義務教育制度については、その根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持する。その方針の下、<u>費用負担について、小中学校を通じて国庫負担の割合は三分の一とし、8,500 億円程度の減額及び税源移譲を確実に実施する。</u></p> <p>○ この税源移譲は、平成 18 年度税制改正において、所得税から個人住民税への恒久措置として行う。平成 18 年度予算においては、税源移譲額の全額を所得譲与税によって措置する。</p>
平成 18年度		<p><u>平成 18 年度から国庫負担割合を三分の一とし、8,500 億円程度を所得譲与税により財源措置</u></p>
平成 19年度		<p>平成 19 年度から所得譲与税を廃止し、個人住民税として財源措置</p>